

令和4年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省4(I-1-2))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)	医療従事者の働き方改革を推進すること(施策目標I-1-2) 基本目標I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること	担当 部局名	医政局	作成責任者名	医事課長 山本 英紀 看護課長 習田 由美子 総務課長 岡本 利久						
施策の概要	本施策は、以下を柱に実施している。 医師の働き方改革の推進 ・「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)において、医師については、医療界の参加の下で検討の場を設け、2年後を目途に規制の具体的な在り方、労働時間の短縮策等について検討し、結論を得ることとされた。 ・これに伴い、平成29年8月より「医師の働き方改革に関する検討会」において検討を重ね、平成31年3月に報告書を取りまとめた。報告書においては、労働時間管理の適正化に加え、労働時間短縮を強力に進めていくための具体的な方向性として、 ① 医療機関内のマネジメント改革(管理者・医師の意識改革、医療従事者の合意形成のもとでの業務の移管や共同化(タスク・シフティング、タスク・シェアリング)、ICT等の技術を活用した効率化や勤務環境の改善) ② 地域医療提供体制における機能分化・連携、プライマリ・ケアの充実、集約化・重点化の推進(これを促進するための医療情報の整理・共有化を含む)、医師偏在対策の推進 ③ 上手な医療のかかり方の周知 があげられている。 ・また、同時に医師からのタスク・シフティング/タスク・シェアリングを受け止める看護職の業務効率化も進める必要がある。 ・また、令和元年7月より「医師の働き方改革の推進に関する検討会」を開催し、当該報告書で引き続き検討することとされた論点の検討を行い、令和2年12月に「中間とりまとめ」を公表し、以下の内容を盛り込んだ改正医療法が令和3年5月に成立した。 ①勤務する医師が長時間労働となる医療機関における医師労働時間短縮計画の作成 ②地域医療の確保や集中的な研修実施の観点から、やむを得ず高い上限時間を適用する医療機関を都道府県知事が指定する制度の創設 ③当該医療機関における健康確保措置(面接指導、勤務間インターバル規制等)の実施 等										
施策実現のための背景・課題	1	医師の長時間労働の背景には、個々の医療機関における業務・組織マネジメントの課題のみならず、医療の需給や偏在、医師の養成の在り方、地域医療提供体制における機能分化・連携が不十分な地域の存在、医療・介護連携や国民の医療のかかり方等における様々な課題が絡み合って存在している。また、個々の医師の健康確保、医療の質や安全を確保するに当たっては、医療現場への影響や医師の勤務実態も勘案しながら、医師の健康確保措置の枠組み及び医師の労働時間の短縮のあり方等について議論を行う必要がある。同時に、医師との協働をする看護職の業務についても効率化を図ることが求められている。									
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係			達成目標の設定理由							
	目標1 (課題1)	医師の働き方改革の推進			医師の働き方改革は、全ての人が医療を受ける可能性があることに鑑みても、国民全体・社会全体で考えられるべき課題であり、各医療機関が令和6(2024)年4月からの平成30年改正労働基準法に基づく新たな時間外労働に対する規制内容を遵守できる条件整備を図る観点からも推進していくことが求められる。						
達成目標1について											
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
			年度ごとの実績値								
			基準年度	目標年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
1	医療のかかり方普及事業を認知している成人の割合(アウトカム) 23.8%	令和元年度 25.0%	令和元年度	令和4年度	-	-	前年度以上 24.4%	25.0%	25.0%	・医療のかかり方普及事業を通じて、国民に適切な医療のかかり方を普及することを目的としていることから、当該事業を認知している成人の割合を指標とした。 (参考)令和3年度実績値23.0%は、分母:回答者の人数(5,000人)、分子:回答「内容まで詳しく知っている」「見聞きしたことがある程度」の人数から算出したもの。	・目標値については、普及の促進を図ることも目的とし、初年度以上としている。 ・令和3年度は子育て層をターゲットとし、Web広告に重点を置いたため、高齢者層の値が大きく低下したが、令和4年度についてはTVCM等も含めて広く認知を広げる。
②	病院長に対する労務管理に関するマネジメント研修の受講者数(アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野44-iii】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	1,512人	令和元年度	令和3年度から令和5年度の期間に述べ4,500人	令和5年度	-	-	1,500人	1,500人	1,500人 病院長に対する労務管理に関するマネジメント研修の実施等を通じて、医療機関における労務管理を担う人材を育成することを目的としていることから、指標として選定した。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】	2024年4月からの時間外労働の上限規制の施行に向けマネジメント層の意識改革を後押しする必要があることから、受講者の年度目標は引き続き1,500人とし、2021年度から2023年度の期間に延べ4,500人の受講者を目標としている。

達成手段1 (開始年度)		令和2年度	令和3年度	令和4年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和4年度行政事業レビュー事業番号
		予算額 執行額	予算額 執行額				
(1)	医療従事者勤務環境改善推進事業 (平成29年) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野33】	0.6億円	0.6億円	0.3億円	-	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関の勤務環境の改善により、医療従事者の健康を守るとともに良質な医療を確保することで、「医療の質」が向上し、患者の満足度が向上する。それによって、医療機関の経営の安定化にも資することを目的とする。 都道府県職員やアドバイザーを対象とした研修のための教材開発および有識者による助言・指導などの会議・委員会を実施する。 支援センター実施団体及びアドバイザーが効果的に助言を行えるよう、全国の病院に対し勤務環境の実態調査を実施する。 	2022-厚労-21-0037
		0.3億円	0.2億円				
(2)	医師の働き方改革の推進関連事業 (令和元年度) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野33】	3.4億円	4.3億円	2.7億円	1、2	<ul style="list-style-type: none"> 適切な医療のかかり方について国民が理解しやすいように、分かりやすく情報を整理したウェブサイトの構築、啓発資料を作成する。 多様な取組主体が参画し、国民運動を広く展開していくためのイベント開催等を実施する。 医師の働き方改革に向けた地域リーダー育成のためのトップマネジメント研修や都道府県単位の病院長向け研修を実施する。 医療機関の医療専門職支援人材確保を支援するため、リーフレットやポスター、PR動画等の作成を行い、関係者等へ周知・啓発を行う。 	2022-厚労-21-0141
		2.9億円	3.7億円				
(3)	看護業務効率化先進事例収集・周知事業 (令和元年度) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野44-i】	0.27億円	0.27億円	0.27億円	-	<ul style="list-style-type: none"> 看護業務の効率化や生産性の向上、看護サービスの質の向上等に資する医療機関の取組を募集し、選考委員会を設置して汎用性が高く効果のある取組や先進的な取組を選定するとともに、そうした取組を行う医療機関を表彰し、取組を周知する。先進的な取組の選定にあたっては、選考委員会を設置し、評価指標に従い選定するとともに、取組事例の内容についての動画を事業ポータルサイトで公開する。 令和2年度以降は、前年度に表彰された取組を他の医療機関において試行し、その取組のプロセスと結果を厚労省へ報告する。報告された内容は、事業ポータルサイトで公表する。 	2022-厚労-21-0142
		0.27億円	0.27億円				
(4)	病院薬剤師を活用した医師の働き方改革推進事業 (令和2年度)	0.17億円	0.16億円	0.40億円	-	<p>病院薬剤師のタスク・シフト/シェアの取組は、薬物療法の有効性・安全性をさらに向上させるとともに、医師の業務負担軽減に繋がっているが、これらの取組が実施されているのは一部の病院に留まっている。本事業では、以下の取組により病院薬剤師のタスク・シフト/シェアの取組を全国に普及するための仕組みを構築し、医師の働き方改革を推進するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> 病院薬剤師のタスク・シフト/シェアに関連する取組を収集し、有識者による検討、評価等の分析を行う。 収集した取組事例について、病院長等の管理者を含めた普及・啓発活動を実施する。 全国の病院薬剤師の詳細な勤務実態調査等を行い、標準化・効率化の観点から現状課題の抽出、論点整理等を行う。 	2022-厚労-21-0052
		0.11億円	0.16億円				
(5)	医療勤務環境改善好事例普及展開事業 (令和3年度) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野33】	-	0.1億円	0.07億円	-	<p>医師の時間外労働の上限規制が開始される2024年度に向けて、令和元年度より令和3年度までの補助事業で得られた勤務環境改善や労働時間短縮に係る取組の好事例や効果を全国的に普及・展開していくことで、今後、勤務環境改善や労働時間短縮が必要とされる医療機関の取組を後押しするもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度までの補助事業を実施した医療機関の中から、好事例と思われる機関にヒアリングを行い、実態を詳細に分析。 好事例を冊子等にしてまとめ、関係団体等への周知及び、HP等における掲載を行う。 勤務環境改善を図ろうとしている病院向けに、好事例の普及を目的とした研修会を行う。 	2022-厚労-21-0077
		-	0.09億円				
(6)	長時間労働医師への面接指導の実施に係る研修事業 (令和3年度)	-	0.11億円	0.10億円	-	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年の労働基準法改正に基づき、2024年4月から診療に従事する医師に対する時間外労働の上限規制が適用される。併せて、時間外労働の上限時間数を踏まえ、医師の健康確保の観点から、連続勤務時間制限や勤務間インターバル確保、面接指導等の追加的健康確保措置が講じられることとなることを見据え、長時間労働の医師が所属する医療機関は、面接指導に必要な知見に係る研修を受けた医師を早急に育成、確保する必要がある。 そのため、長時間労働の医師への面接指導に係る研修の資材(e-learning等)の開発及び研修の実施を行うもの。 	2022-厚労-21-0078
		-	0.08億円				
(7)	集中的技能水準向上に向けた対応事業(令和4年度)	0.2億円	0.5億円	0.6億円	-	<p>令和6(2024)年4月から診療に従事する医師に対する時間外労働時間の上限規制が適用される。医師の時間外労働時間の上限水準のうち、公益上必要とされる分野において一定期間集中的に高度特定技能の習得に関連する診療業務を行う医師を対象とする(C)-2水準の高度特定技能の審査を行うに当たって、医療機関の教育研修環境(設備、症例数、指導医等)及び各分野の医師から提出される高度特定技能育成計画を個別に審査する必要があるため、様式、審査方法、審査基準等を確定し、審査体制を構築する必要がある。令和4年度においては審査組織の運用を行うことを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定高度技能研修の医療機関および技能研修計画の審査に向けた「相談窓口システム」「申請システム」「審査システム」を含む審査組織ホームページの構築及び運用を行う。 審査組織の運用に当たって審査委員会、統括委員会の運用と共にシステム構築に向けた検討会および各種委員会等を開催する。 	2022-厚労-21-0050
		0.08億円	0.5億円				

(8)	医療機関勤務環境評価センター運営費補助金 (令和4年度)	-	-	1.3億円	-	<ul style="list-style-type: none"> 2024年4月から適用される医師の時間外労働上限規制に向け、連携B・B又はCの特例水準の指定申請を行う医療機関の評価(労働時間管理体制、健康確保措置の実施体制等)を実施する「医療機関勤務環境評価センター」に対し、一定の財政支援を行うことでセンターの安定的な組織運営を図り、評価事業の確実な遂行を目的とする。 改正医療法に基づく医療法施行規則等により、厚生労働大臣は医療機関勤務環境評価センターを担う団体として日本医師会を指定している。連携B・B又はC水準の指定を受けることを希望する医療機関は、医療機関勤務環境評価センターによる評価の受審が必要であるため、医師の時間外労働の上限規制が開始される2024年度に向けて、令和4年度より医療機関への評価を開始する。 	2022-厚労-22-0001			
		-	-							
(9)	勤務医等を対象とした働き方改革周知・啓発事業 (令和4年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野33】	-	-	0.1億円	-	<ul style="list-style-type: none"> 医師の働き方改革を進めるにあたり、個々の医療機関が労働時間短縮・医師の健康確保を進めていくことが重要とされており、医療機関管理者に対する研修会を令和元年度から実施している。しかし、医師の働き方改革を進めるためには、医療機関管理者のみならず実際に現場で働く多忙な勤務医等の理解も必要であることから、現場で働く勤務医に対して、今回の医師の時間外労働の上限規制の制度趣旨等について、周知・啓発等進めていく必要がある。本事業では勤務医への該当制度の周知理解に向けた資料・企画の設定を目的とする。 勤務医を対象とした医師の働き方改革制度に関するセミナー、教育コンテンツ(周知啓発資料)の作成などを通じて、医師の働き方改革制度の周知を図る。 	2022-厚労-22-0002			
		-	-							
(10)	医師の働き方改革に係る地域医療への影響等に関する調査事業 (令和4年度)	-	-	0.8億円	-	<ul style="list-style-type: none"> 2024年4月から医師の時間外労働上限規制が適用されることから、時間外労働時間の現状や各医療機関の取組状況を把握するとともに、大学病院から関連病院への医師派遣の影響等についても調査を実施することにより、大学病院で勤務する医師の上限規制時のシミュレーションを行い実態把握することを目的とする。 勤務実態調査および医師の働き方改革の地域医療への影響に関する調査の実施、集計、分析を行う。 	2022-厚労-22-0003			
		-	-							
施策の予算額(千円)		令和2年度			令和3年度		令和4年度		政策評価実施予定時期	令和7年度
		459,018			592,033		663,683			
施策の執行額(千円)		363,838			504,929					
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称				年月日		関係部分(概要・記載箇所)		
		第208回通常国会 衆議院厚生労働委員会厚生労働大臣所信表明				令和4年2月25日		二〇二四年度からの第八次医療計画の策定に向けた検討を本格化させるとともに、二〇二四年四月の医師の時間外労働上限規制の施行に向けて、丁寧に準備を進めます。		